

SPECIAL REPORT

家畜伝染病予防法の改正と 防疫体制の強化

— 昨年 の 口蹄疫 の 発生 を 踏まえて、大幅に改正されました —

農林水産省消費・安全局 動物衛生課

1. 宮崎県における口蹄疫(こうていえき)の発生

昨年4月20日、全国でも有数の主産地である宮崎県で、我が国で10年振りに口蹄疫が発生しました。口蹄疫は、国際的にも非常に恐れられているウイルス性の家畜の伝染病で、牛・豚などに対して際だって強い感染力があります。口蹄疫にかかった家畜は、発熱、流ぜん（よだれを流す）、口や蹄（ひづめ）に水疱（水ぶくれ）などの症状を示し、飼料もあまり食べなくなるため、家畜の増体や乳の生産量が大きく低下します。また、子畜では致死率が高く、中でも子豚では半分位が死亡してしまいます。残念ながら、口蹄疫に対する有効な治療法はなく、放っておけば周りの家畜へ病気を移してしまうため、口蹄疫にかかった牛、豚は、できるだけ早く殺処分して焼却するか埋却するしかありません。

宮崎県でも発生農場を中心とした半径10キロの範囲で家畜などの移動を制限し、この区域を移動する車両を消毒するためのポイントを設けるとともに、患畜及び感染した疑いが強い疑似患畜の殺処分・埋却や畜舎の消毒などの防疫措置を進めました。

しかしながら、初期段階における感染の発見と通報が遅れたこと、さらに、殺処分対象頭数の急増に埋却地の確保が間に合わず、家畜の殺処分や埋却が滞ったことから、発生地域が拡大してしまいました。

その後、全国の畜産関係者の協力、応援を得て殺処分・埋却作業や消毒作業が効果的に進められるようになり、7月4日の292例目を最後に感染拡大を食い止めることができました。しかしながら、最終的な殺処分頭数は約30万頭に及ぶとともに、殺処分した家畜の補償や防疫作業に要した経費などに多額の財政負担が必要になりました。さらに、地域の経済に対しても大きな被害をもたらすと同時に、地域社会全体に大きな影響が生じてしまいました。

2. 世界における口蹄疫の発生状況と水際措置の強化

我が国の場合は、かつてない大きな被害を出してしまいましたが、口蹄疫を封じ込めることに成功しました。しかしながら、日本の周辺国では、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの悪性の家畜の伝染病が相次いで発生しており、これらの伝染病の病原体が我が国へ侵入し、まん延するリスクはかつてないほど高くなってきております。

口蹄疫に関して見ると、発生が確認されていない清浄国はOIE（国際獣疫事務局）（注）に加盟している178か国中の66か国に過ぎず、我が国との関係が強い中国、韓国、台湾、香港、ロシア、モンゴルなどは非清浄国になっております。

注）OIE（国際獣疫事務局）とは、世界の動物衛生の向上を目的とした国際機関で、世界で発生している動物疾病に関する情報の提供や動物及び動物由来製品の国際貿易に関する衛生基準の策定などを行っており、2011年2月現在で178の国と地域が加盟しています。

特に、韓国では昨年1月と4月に口蹄疫が発生し、いったんは封じ込めに成功しましたが、昨年11月には新たな発生が確認されました。初期段階の発生確認が遅れたこともあり、広くまん延してしまい、本年4月に封じ込め作業を完了するまでの間、約350万頭もの牛、豚が殺処分されてしまいました。口蹄疫は韓国以外の周辺国でも発生しており、我が国の畜産にとって予断を許さない状況です。農林水産省としても、口蹄疫ウイルスの侵入を防止するため、発生国からの牛肉や豚肉の輸入を禁止するなどの措置をとってまいりましたが、口蹄疫の発生以降、空港や海港で入国者の靴底消毒の徹底、機内や空港内での放送による注意喚起、検疫探知犬（注）による手荷物のチェックなど、水際対策を強化してきております。

注）検疫探知犬とは、日本へ入国する旅行者のかばんなどの携帯品の中などに入っている食肉製品などをその優れた嗅覚で探知する犬のことで、主にビーグル犬が使われます。

また、我が国にウイルスが侵入したとしても、国内

での発生を最小限に止めるためには、感染家畜の早期発見と迅速な防疫措置が非常に大切であり、全国の都道府県に対して、海外での悪性伝染病の発生情報を随時提供するとともに、都道府県や関係団体には、畜産農家への注意喚起と衛生管理の徹底をお願いしてきております。

3. 家畜伝染病予防法の改正

今回の宮崎での発生はこれまでの常識を大きく上回る被害をもたらし、国及び宮崎県の防疫対応に関して、数多くの問題点も指摘されました。そこで、今回の防疫対応を公平な立場から検証していただくため、昨年7月、9名の第三者から成る口蹄疫対策検証委員会が設置され、17回の会合の中で様々な問題点について議論していただき、昨年11月24日には報告書が取りまとめられました。

さらに、昨年11月以来、高病原性鳥インフルエンザがかかっていないほど多発し、昨シーズンは全9県、24農場で発生が確認され、殺処分も185万羽に及びました。

この結果、検証委員会の報告書の提言や高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、家畜伝染病の防疫体制を大きく見直すため、本年3月に家畜伝染病予防法が改正されました。

今回の改正のうち、「消毒ポイントを通行する車両等の消毒義務」や「予防的殺処分」、さらに「発生県に対する財政支援の強化」は既に7月1日から実施されております。また、10月1日からは、「日本への入国者に対する質問や携行品の検査」や「農場での消毒設備の設置義務」、「飼養衛生管理基準の見直しと飼養衛生管理状況等の報告義務」、「特定の症状を呈している家畜に関する届出義務」などが実施されています。

10月1日から実施された改正では、「発生の予防」と「早期発見・通報」を促すための対策が盛り込まれています。口蹄疫のウイルスは人や物に付いて我が国に持ち込まれるリスクがあるため、農林水産省の動物検疫所が入国者に対して、海外での家畜との接触や農場への立入について質問し、必要があれば、その携帯品を検査・消毒できるようになりました。

さらに、畜産農家が行うべき普段の飼養衛生管理に関する基準が大きく見直しされ、「消毒等を徹底する衛生管理区域の設置」や「埋却地等の確保」、「感染ルート等の早期特定のための記録の作成・保存」などの項目を新たに設けられたほか、「衛生管理区域への病原体の持込み防止」や「野生生物からの病原体の感染防

止」等の項目が拡充・強化され、農場段階においても発生の予防対策が強化されました。

また、口蹄疫と鳥インフルエンザについては、生産現場で関係者が迷うことなく早期通報できるようにするため、各県の家畜保健衛生所へ届け出るべき特定の症状を決められました。例えば、口蹄疫であれば、39.0度以上の発熱、流せん（よだれを流す）、口や蹄（ひづめ）に水疱（水ぶくれ）がある牛や豚を見つければ、すぐに近くの家畜保健衛生所へ届け出ることが義務化されました。

農林水産省は、本年8月から9月にかけて、全国10か所で家畜伝染病予防法の改正と新たな飼養衛生管理基準に関する説明会を開催し、その後、各県の家畜保健衛生所が地域の畜産関係者への周知徹底を進めておりますが、昨年の口蹄疫発生の経験と教訓を風化させることなく、今後に備えていくことが大切です。

悪性家畜伝染病の我が国への侵入リスクを最小限に止めるため、改正された家畜伝染病予防法に基づき、動物検疫所が強化された水際措置を着実に実施していきますが、国際化が進展して人、物の交流が盛んになってきている我が国の状況を考えれば、口蹄疫ウイルスが我が国へ侵入するリスクをゼロにすることは極めて困難です。ましてや、野鳥が媒介すると考えられている鳥インフルエンザウイルスの侵入を水際措置で止めることはできません。

しかし、我が国へこれらの伝染病の病原体が侵入したとしても、農場内の家畜が病原体に接しないようにすれば、家畜は発症することなく、病原体もやがて不活化していきます。そのためには、行政と畜産関係者が連携し、新たな飼養衛生管理基準に基づいて生産農場における衛生管理を徹底していく必要があります。

さらに、仮に発生した場合でも、早期に発見・通報してもらい、防疫作業を迅速に進めることができれば、極めて強い感染力を誇る口蹄疫ウイルスであっても、早い段階で封じ込めて被害を最小限に止めることが可能です。

そのためには、生産者が日々の観察の中で異状があれば、すぐに通報していただくとともに、各都道府県が普段から畜産関係者のみなさんと連絡・連携できる体制を整え、さらに定期的に防疫演習に取り組んでいただくことなどによって、発生した場合に備えた危機管理体制を各県で構築していただくことが大切です。